

タイにおける現地エージェント営業業務仕様書

1 業務名

タイにおける現地エージェント営業業務

2 目的

徳島県への航空路線誘致及び観光誘客を推進するため、タイにおいて効果的に営業活動を行うエージェントを確保し、タイにおいて実施する現地航空会社及び旅行会社等へのセールス活動に対する支援を実施するとともに、継続的かつタイムリーな営業活動を展開することにより、徳島県への航空路線就航及び旅行商品造成を促進する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) タイでのコーディネート活動

ア 徳島県が実施する海外セールス、プロモーション活動に対する支援

(セールス先の選定、日程調整、セールス活動等への同行、通訳・車両等の手配等)

イ 徳島県が実施する現地航空会社及び旅行会社、メディア等の招請活動に対する支援

(招請先の選定、招請活動への同行等)

(2) 観光情報の提供及びセールス活動

ア 現地航空会社、旅行会社、メディア等に対して、本県の助成金制度、観光情報や観光素材等の情報提供を行う。

イ 本県の助成金制度、観光情報や観光素材等の情報発信を行う。

ウ 現地旅行会社等に対して、旅行商品造成及び報奨・研修旅行のセールスを行う。

エ 現地メディア等に対して、本県への送客を促す記事掲載や取材の要請・誘導を行う。

オ オンライン又は対面での商談会等を年1回以上行う。

※対面での商談会実施に必要な費用は（手配に必要な費用を除く。）、本事業に含まれないものとする。

(3) 情報収集活動

以下の項目について、現地聞き取りやインターネット等による情報収集を行う。

ア 現地航空会社の国際線（日本線）就航状況。

イ 現地旅行会社の訪日旅行商品の造成・送客状況。

ウ 現地での海外旅行に係るトレンド。

エ 現地航空会社、旅行会社及びメディア等からの本県に対する要望。

オ 現地メディア等の本県に関する記事・広告等の掲載状況。

カ 現地航空会社及び旅行会社に関する情報。

キ 現地での他府県の活動に関する情報。

(4) アドバイス・提案業務

ア 航空路線誘致・誘客促進のために必要な事業（広告プロモーション等）の提案。

イ F I T（個人旅行客）創出のために必要な事業の提案。

※適宜、報告書やメール等により提案すること。

(5) 報告書作成業務

ア 月例報告書（(4)により収集した情報の報告を含む）

イ 年間報告書

※（1）、（2）のコーディネート活動については、徳島県は、可能な限り、時間的な余裕をもって依頼するとともに、セールス活動等への同行は月1回程度とする。

また、資料の翻訳、通訳、車両の使用に必要な費用（通訳及び車両の手配に必要な費用を除く。）は、本事業に含まれないものとする。

※特に、F I Tの需要喚起に向けた情報提供、アドバイス、提案業務に留意することとする。

※徳島ータイ間の直行便就航の場合は、当該直行便を利用したF I T誘客を最優先事項として業務を行うこととする。

5 その他留意事項

本事業の実施に当たっては、徳島県及び徳島県観光協会と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとする。

また、作業方針、内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議した上で、その指示に従うものとする。さらに、徳島県及び徳島県観光協会は、業務実施中に随時報告を求めることができることとする。